



Title	「ロシア共和国著作権法」邦訳
Author(s)	佐保, 雅子; SAHO, Masako
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 449-464
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16355
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(3-4)2_p449-464.pdf



「ロシア共和国著作権法」邦訳

佐 保 雅 子

ここに訳出したのはロシア共和国民法典の第四編著作権の全文である。一九六四年から施行されているこの法典の第一編—第三編および第七編の邦訳と解説は、北大法学論集一六巻一号から二三巻四号まで十回にわたって五十嵐清教授と共訳のものが掲載されている。

したがって第四編についても同様な形がのぞましいわけであるが、今回は都合により単独の作業となったこととおことわりする次第である。なお解説は従来の資料によっている。

第四編 著作権

第四七五条 著作権がおよび著作物

① 著作権は、著作物の形式、用途および複製の方法とは無関係に、学術・文学または芸術の著作物におよぶ。

② 著作権は、公表された著作物およびその複製を可能ならしめる客観的形式で存在する未公表の著作者の創作活動の結果（原稿、設計図、彫像、公開の実演および演奏、フィルム、機械または磁気による録音など）におよぶ。

③ 次のものは著作権の客体となる。

- 1 口述の著作物（講演、講義、報告など）
- 2 文字による著作物（文学・学術の著作物など）
- 3 演劇・音楽劇の著作物および歌詞のある音楽の著作物または歌詞のない音楽の著作物

4 翻訳

5 シナリオおよびシナリオ案

6 映画フィルム、テレビ・フィルム、ラジオおよびテレビの放送

7 上演にかんして文字または他の方法による説明の付された舞踊およびパントマイムの著作物

8 絵画、彫刻、建築の著作物、グラフィックの著作物および装飾的・実用的美術の著作物、イラストレーション、図案、デッサンの著作物

9 学術、技術に関連する設計図、下図および模型の著作物ならびに演劇または音楽劇著作物の上演と関連する設計図、下図および模型の著作物

10 地理学、地質学などの地図

11 写真の著作物および写真類似の方法を用いる著作物

12 蓄音機用音盤および他種の技術による録音の著作物

13 その他の著作物

④ 写真の著作物および写真類似の方法を用いる著作物の著作権は、個々の著作物の実物見本に著作者名、著作物公表の場所および年を明記した場合に認められる。

第四七六条 公表された著作物

① 著作物は、出版、公開の実演、公開の展示、ラジオまたはテレビジョン、もしくは他の何等かの方法により公衆に提示された場合に、公表（発表）されたものとみなされる。

② 内容説明を付した著作物にかんする報道、およびロシア共和国閣僚会議の訓令により定められる場合における正当な複製による著作物の増刷は公表（発表）とみなされない。

第四七七条 ソビエト連邦の領域内で公表された著作物の著作権

ソビエト連邦の領域内で最初に公表された著作物、またはソビエト連邦の領域内に何等かの客観的形式で存在する未公表の著作物の著作権は、国籍に関係なく、その著作者およびその相続人にたいして認められる。

第四七八条 外国で公表された著作物の著作権

① ロシア共和国および他の連邦構成共和国の市民の著作物が外国の領域内で最初に公表された場合、または外国の領域内に何等かの客観的形式で存在する場合には、当該の市民およびその相続人にたいして、著作権が認められる。

② 外国の領域内で最初に公表された著作物、または外国の領域内に何等かの客観的形式で存在する著作物の著作権は、ソビエ

ト連邦がこれにかんして締結した国際条約にさだめる事由および範囲においてのみ前項以外の者に認められる。

第四七九条 著作者の権利

① 著作者には、つぎの権利が帰属する。

1 自己の著作物を、自己の名、変名（ペンネーム）または無記名（匿名）で、法律により許容されるすべての方法で発表、複製および流布する権利

2 著作物の不可侵性についての権利

3 他人による著作物の利用にたいして報酬を受領する権利。

ただし法律によりさだめられる場合はこの限りでない。

② 著作報酬の比率はロシア共和国関係によりさだめられる。ただしソビエト連邦の立法により、比率の確定がソビエト連邦の管轄とされる場合はこの限りでない。

③ 著作報酬につき確定された比率がない場合には、著作物の利用にかんする著作者の報酬の額は当事者の合意によりさだめられる。

第四八〇条 著作者の生存中の著作物および著作者名の不可侵性

の保護

① 著作物の出版、公開の演奏およびその他の利用に際して著作

者の合意を得ることなく著作物自体に修正を加えることは、それが如何なるものであっても禁止される。著作物の名称、著作者名の表示についても同様である。

② 出版に際して、著作者の合意を得ることなく、イラストレーション、序文、あとがき、注釈および解説を付して著作物を提供することは、それが如何なるものであっても、同様に禁止される。

第四八一条 著作者の死後の著作物の不可侵性の保護

① 著作者は遺言執行者指定（第五四四条）手続きで、自己の死後その著作物の不可侵性の保護にあたるべき者を指示することができる。指示をうけた者は、その生存中、この権限を行使する。

② 著作者の死後におけるその著作物の不可侵性の保護につき前項の指示がない場合には、著作者の相続人ならびに著作権の保護にあたるべき機関がこれを行う。この機関は、相続人が存在しない場合または当該の著作権が消滅した場合（第四九六条）にも著作物の不可侵性の保護にあたる。

第四八二条 共同著作

① 二人またはそれ以上の者の共同労働により創作された著作物

(共同著作物)の著作権は、当該の著作物が全体として分離不能な一体をなしているか、または独立の意味を有する部分から

成立しているかに関係なく全共同著作者に帰属する。

- ② 各共同著作者は、当該の者により創作された共同著作物の部分のうち、独立の意味を有するものの著作権を留保する。

- ③ 共同著作物の部分は、当該の著作物の他の部分と関係なく利用され得る場合に独立の意味を有するものと認められる。

- ④ 共同著作者相互間の関係は当事者の合意により決定される。この合意が存在しない場合には、共同著作物の著作権は全共同著作者により一体で行使され、報酬は、ソビエト連邦の立法およびロシア共和国閣僚会議の決定によりさだめられる手続きで、共同著作者間で分配される。

第四八三条 職務上の課題遂行手続きで創作された著作物の著作

権

- ① 学術的機関および他の機関の職務上の課題遂行手続きで創作された著作物の著作者には、当該の著作物の著作権が帰属する。

- ② 前項の著作物の、機関による利用手続きおよび著作者に報酬が支払われる場合については、ソビエト連邦の立法およびロシア

ア共和国閣僚会議の決定がこれをさだめる。

第四八四条 法人の著作権

法人の著作権は、ソビエト連邦の立法および本法典によりさだめられる場合に認められる。

第四八五条 定期刊行物および他の出版物にたいする機関の著作

権

- ① 学術的編集物、百科辞典、雑誌および他の定期刊行物を、独立してまたは何等かの出版所の仲介で公表する機関には、刊行物全体についての著作権が帰属する。

- ② 前項の刊行物中に含まれる著作物の著作者には、その著作物についての著作権が帰属する。

第四八六条 映画フィルム、テレビ・フィルム、ラジオおよびテ

レビ放送の著作権

- ① 映画フィルムまたはテレビ・フィルムの著作権は、それらの撮影を行った企業に帰属する。

- ② アマチュアの映画フィルムまたはテレビ・フィルムの著作権は、その著作者または共同著作者に帰属する。

- ③ シナリオの著作者、作曲者、総監督、主任撮影技師、美術監督および映画フィルムまたはテレビ・フィルムの構成部分たる

著作物の著作者には、その著作物につき個別的な著作権が帰属する。

- ④ ラジオおよびテレビ放送の著作権は、これを放送するラジオ機関またはテレビ機関に帰属する。ただし、当該の放送に含まれる著作物の著作権は、その著作者に帰属する。

第四八七条 編集物編集者の著作権

- ① 法律、判決その他の公式記録上何等かの者の著作権の客体となっていない著作物、著作者の知れない民俗芸術著作物、古文书および古代の文献および著作権により保護されない他の著作物の編集著作物の著作権は、編集著作物に含まれる資料が独自の整理または体系化をうけている場合には、その編集者に帰属する。

- ② 前項の各著作物を独自に整理した市民にも、同様の権利が帰属する。

- ③ この権利は、同一の著作物を他の市民が独自に体系化または整理した場合における当該の市民による公表を妨げるものではない。

- ④ 何等かの者の著作権の客体たる著作物を編集著作物に整理し体系化した編集著作物編集者は、当該の著作物の著作権の保護

を条件として、編集著作物の著作権を享受する。

第四八八条 他人による著作者の著作物の利用

著作者の著作物の他人による利用は、法律によりさだめられる場合をのぞき、著作者またはその相続人との契約にもとづいてのみ許容される。

第四八九条 他の言語への著作物の翻訳

- ① 出版された個々の著作物は、著作者に通知して、その同意を得ることなく、他の言語へ翻訳し得る。ただし、著作物の整合性および意味の保持（第四八〇条）を条件とする。

- ② 著作者にたいする通知は、相当する機関により利用のための翻訳が許可されたのち、直ちに当該の機関によってなされなければならない。翻訳の実物見本は、著作者の請求により、点検のために著作者に提供されなければならない。

- ③ 著作者の死後、その著作物の整合性を侵害し意味を歪曲した翻訳がなされた場合には、本法典第四八一条による指示をうけた者が、著作物の不可侵性の侵害の場合につきさだめられる保護手段（第四九九条）を利用する権利を有する。

第四九〇条 翻訳者の著作権

- ① 翻訳者によりなされた翻訳の著作権は、当該の翻訳者に帰属

料 する。

② 前項の権利は、同一の著作物が他の市民により独自に翻訳されることを妨げるものではない。

第四九一条 他の言語に翻訳された自己の著作物の利用報酬にたいする著作者の権利

他の言語に翻訳された著作物の利用報酬にたいする権利は、

ロシア共和国閣僚會議の決定によりさだめられる場合に原著作者に帰属する。

第四九二条 著作者の同意および著作者への報酬支払いを必要としない著作物の利用

次の場合には著作者の同意および著作者への報酬の支払いなしに著作物を利用することが許容される。ただしその著作者名および引用の出典を示す義務を負う。

1 創造的で独立した新しい著作物の制作のために出版された他人の著作物を利用する場合。ただし叙事的著作物を戯曲またはシナリオへ改作する場合およびその逆の場合、ならびに戯曲をシナリオへ改作する場合およびその逆の場合をのぞく。

2 学術的著作、批評の著作、教育出版物および政治的啓蒙的出版物中で、出版された学術、文学および芸術の著作物の一部または全部をロシア共和国閣僚會議の決定によりさだめられる限度で複製する場合。

3 定期刊行物、映画、ラジオ、テレビジョンにより、公表された文学、学術および芸術の著作物にかんして報道する場合。

4 新聞、映画、ラジオ、テレビジョンにより、公開でなされた演説・報告、公表された文学、学術および芸術の著作物の複製の場合。公開で上演されている著作物を上演の場所からラジオおよびテレビジョンで直接中継することも複製とみなされる。

5 展覧会および博物館をのぞき、自由な出入が可能な場所にある造型美術品を何等かの手段により複製する場合。ただし機械的に密着による複写をのぞく。

第四九三条 個人的需要の充足のためにする著作物の利用

個人の需要を充足させるために公表されている他人の著作物を複製その他で利用することは、著作者の同意および著作者への報酬の支払いなしに許容される。

第四九四条 新しい著作物の創作のために他人の著作物を利用し

た者の著作権

- ① 新しい著作物の創作のために他人の著作物を利用した者（第四九二条第1号）には、当該の者により創作された著作物の著作権が帰属する。

- ② 前項の権利は、他の者による新しい著作物の創作のための同一著作物の利用を妨げるものではない。

第四九五条 著作者の同意は必要とせず著作者への報酬の支払いを必要とする著作物の利用

著作者の同意を得ることなしに次のことをなし得る。ただし著作者名の明示および著作者への報酬の支払いはなされるものとする。

1 公表された著作物の公開の上演。ただし入場無料の場合には、著作者はロシア共和国閣僚会議によりさだめられる場合のみ報酬にたいする権利を有する。

2 公的な複製または流布の目的をもってなされるフィルム、レコード、磁気テープまたは他の装置への公開された著作物の記録。ただし、映画、ラジオおよびテレビジョンによる著作物利用をのぞく（第四九二条第4号）。

3 作曲者による歌詞つきの音楽著作物創作のための出版され

た文学著作物の利用。この場合には、報酬は当該の著作物を利用する機関によって歌詞の著作者にたいして支払われる。

4 工業製品への造型美術著作物および写真著作物の利用。この場合には、著作者名の明示は義務づけられない。

第四九六条 著作権の存続期間

① 著作権は、著作者の生存中は著作者に帰属する。

② 著作者の死後、その著作物にたいする著作権はソビエト連邦の立法および本法典によりさだめられる手続きで相続により移転し、著作者の死亡の年の一月一日から起算して五十年間存続する。

③ 著作者の相続人にたいする著作報酬の支払いの限度は、その報酬額に応じてロシア共和国閣僚会議の決定によりさだめられる。著作者の相続人に支払われる著作報酬は、著作者自身に支払われるべき報酬の五十パーセントをこえることを得ない。

第四九七条 共同著作物の著作権の存続期間

① 共同著作物にたいする著作権は、生存する個々の著作者に帰属し、その相続人に移転する。

② 個々の共同著作者の相続人は、著作者の死亡の年の一月一日

から起算して五十年間著作権を享受する。この期間の満了のち、死亡した共同著作者に帰属し相続人に移転した共同著作物の利用報酬の持分にたいする権利は消滅する。

第四九八条 機関に帰属する著作権の存続期間

機関の著作権は無期限に存続する。当該機関の改組の場合には、これに帰属していた著作権はその権利を承継したものに移転し、機関の消滅の場合には国家に移転する。

第四九九条 著作者の人格的非財産的権利の保護

著作者またはその相続人との契約のない他人の著作物の利用（第四八八条）、著作者の同意を必要としない著作物利用の条件の不遵守（第四九二条および第四九五条）の場合、ならびに著作物の不可侵性の侵害（第四八〇条）の場合には、著作者、その死後における相続人および本法典第四八一条により指示された者は、侵害された権利の回復（許容し得る侵害についての相応な改善、印刷物または他の方法による公示をさせること）、または著作物の公表の差し止め、もしくははその流布の停止を請求することができる。

第五〇〇条 著作権侵害の場合の著作者の財産権の保護

著作者の権利の侵害が著作者に損害を惹起せしめた場合には

（第二一九条）、本法典第四九九条にさだめる請求とは関係なく、著作者は損害の賠償を請求することができる。

第五〇一条 国家による著作権の買い上げ

① 著作物の出版、公開の上演およびその他の利用にたいする著作権は、個々の場合についてのロシア共和国閣僚会議の特別な決定により、著作者またはその相続人から国家によって強制的に買い上げられる。

② 著作権が買い上げられた著作物の利用手続きおよび条件は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる。

第五〇二条 著作物を国家の資産とする宣言

① 著作物は、これにかかわる著作権の期間が満了したとき、ロシア共和国閣僚会議の決定により国家の資産として宣言される。国家の資産として宣言された著作物の利用手続きおよび条件は、ロシア共和国閣僚会議によりさだめられる。

② 前項の手続きにより、ロシア共和国において外国語で公表された著作物および外国の領域内で公表された著作物のロシア語への翻訳権を国家の専属的権利とする旨の宣言をすることができる。

第五〇三条 著作物利用契約

① 著作者は自己の著作物の利用のために、相当する機関と著作物利用契約を締結することができる。

② 著作物利用契約により、著作者は、契約により限定された方法における利用のために、自己の著作物を機関に引渡す義務、または、契約により定められた期間内に自己の著作物を創作して引渡す義務を負い、機関は、契約により定められた期間内に（第五〇一条）、その利用を実施または実施しはじめる義務、および、法律により定められる場合をのぞき、著作者にたいして報酬を支払う義務を負う。

第五〇四条 著作物利用契約の種類

次の契約は著作物利用契約である。

- 1 著作物の出版または重版にかんする契約（出版契約）
- 2 書き下し著作物の公開の実演にかんする契約（上演契約）。著作者は、同一の著作物については一個の機関とのみ、報酬の一時払いを付した上演契約を締結することができる。
- 3 ラジオ・テレビ放送または映画フィルムおよびテレビ・フィルムによる書き下し著作物の利用にかんする契約（シナリオ契約）
- 4 公開の展示のための造型美術著作物の創作にかんする契約

（芸術作品注文契約）

5 新しくつくられた装飾的・実用的美術著作物の工業への利用にかんする契約

6 他の方法による文学・学術または美術著作物の利用にかんするその他の契約

第五〇五条 著作物利用契約の形式

① 著作物利用契約は文書の形式で締結されなければならない（第四六条）。

② 文書の形式は、定期刊行物および百科辞典における著作物の発表にかんする契約には義務づけられない。

第五〇六条 著作物利用典型契約

① 著作物利用契約は典型契約にしたがって締結される。著作物利用典型契約は、ロシア共和国閣僚会議により定められる手続きで、利害関係を有する所轄庁と創作者同盟の合意により制定される。ただし、ソビエト連邦の立法が典型契約の制定をソビエト連邦の権限としている場合はこの限りでない。

② 著作物利用契約は、典型契約により定められていない条件を内容とすることができる。著作物利用契約に含まれる条件が法律または典型契約に定められる条項に比して劣悪なとき

は、当該の条件は無効とされ、法律または典型契約により定められる条項をもってかえられる。

第五〇七条 著作物利用契約による著作者報酬の額

著作物利用契約により支払われる報酬の額は、当事者の合意により、確定された比率（第四七九条）がある場合にはその限度で定められる。

第五〇八条 著作物の引渡しおよび受け入れ

① 著作者は、契約に定められる条件に従って注文された著作物を完成し、契約により定められる期間および限定された手続きで、著作物を機関に引渡しなければならない。

② 機関は、典型契約により定められる期間内に、著作物利用契約にもとづいて引渡された著作物につきその受け入れまたは契約のさだめる事由による拒絶あるいは契約条件の範囲内で請求し得る修正の要点を正確に指示して、著作物に付加されるべき不可欠な改善につき、文書をもって著作者に通知しなければならない。文書による通知が典型契約にさだめる期間内に著作者に到達しない場合には、著作物は機関により受け入れられたものとみなされる。

第五〇九条 契約が締結された著作物の第三者による利用の制限

著作者は、相手方の書面による同意なしに、契約で指示された著作物またはその一部を、契約上限定された方法による利用のために、第三者に引渡しすることはできない。ただし典型契約により定められる場合はこの限りでない。制限の期間は典型契約により定められる。ただし機関による受け入れの日から三年をこえることを得ない。典型契約により、著作者が契約上限定された以外の方法による利用のために著作物を引渡し権限を有しない場合についてもさだめることができる。

第五一〇条 著作物を利用する機関の義務

① 機関は、契約上限定された方法で契約により定められた期間内に、著作物の利用を実施しまたは実施しはじめる義務を負う。この期間は、機関による著作物の受け入れの日から二年をこえることを得ない。この義務は、シナリオ契約または芸術作品注文契約を締結した機関については及ばない。

② 典型契約により、著作物の規模および利用の性質を考慮して、本条のさだめる期間に比してより短縮された期限を付すことができる。

第五十一条 契約違反にたいする著作者の責任

① 著作者は、自己の過責による以下の事由で機関により契約を

破棄された場合には、契約にもとづいて支払われた著作者報酬を返還する義務を負う。契約にさだめる期間内に著作物を引渡さないこと。契約条件に合致しない注作品または非良心的な注作品の作成。契約によりさだめられた手続きおよび限度で課せられた修正付加の拒否、個人で履行する仕事についての義務違反および本法典第五〇九条違反。

② 契約のさだめる事由により著作物を拒絶した機関（第五〇八条）が、注文した仕事の履行にかんする著作者の非良心性を裁判所において挙証し得なかった場合には、契約により支払われた報酬は、典型契約のさだめにより全額または一部、著作者に留保される。この額は、契約総額の二五パーセントを下まわることを得ない。

第五一二条 契約違反にたいする機関の責任

著作物を受け入れた機関が契約によりさだめられる期間内にその利用を実施せず、または実施しはじめない場合（第五一〇条）には、当該の機関は、著作者の請求により、さだめられた報酬を全額支払わなければならない。この場合には、著作者は契約を破棄し契約により交付した実物見本の返還を請求することができる。著作者に由来する事情により著作物の利用が不可

能であったことを挙証した機関は、著作物の利用が開始されたのちに得べかりし報酬部分の支払いを免れ得る。

第五一三条 注文制作の造型美術著作物の所有権の移転

① 注文により制作された造型美術著作物は注文主の所有に帰属する。ただし、契約により別段のさだめがある場合にはこの限りでない。著作者は、当該の著作物の著作権を留保する。

② 著作物の所有者は、著作者に追加的報酬を支払うことなしに、当該の著作物を公開の展覧会に陳列する権利を有する。

第五一四条 造型美術著作物のモデルの市民の利益の保護

他の者をモデルにした造型美術著作物の公開、複製および流布は、モデルになった者の同意を得てのみ許される。当該の者の死後は、その子および生存配偶者の同意を得ることを要する。この同意は、当該の著作物が国家的・社会的利益のために創作された場合およびモデルとなった者が対価を得て著作者のモデルをつとめた場合には必要とされない。

第五一五条 注文制作の建築・工学その他の技術上の設計図の利用

手続き

機関の注文により作成された建築・工学およびその他の技術上の設計図・下図および図案は、注文主自身の需要、注文主か

ら引渡された第三者の利用または印刷による複製のために、著作者にたいする追加報酬の支払いなしに、注文主によって利用され得る。

第五一六条 一つの種類の著作物の他種の著作物への改作にかん

する手続き

① 著作物の改作にかんする契約により、著作者は、契約で定められる条件で、自己の叙事的著作物の演劇への改作またはその逆の改作、もしくは自己の演劇著作物のシナリオへの改作またはその逆の改作の権利を相手方に譲渡する。著作物の改作にかんする契約を著作者と締結した機関は、著作者に報酬を支払わなければならない。ただし、法律により定められる場合および改作の結果たる著作物の機関による受け入れのうち、ただしに当該の著作物を出版することで著作者の同意が得られた場合にはこの限りでない。報酬の額は、当事者の合意により、確定された比率（第四七九条）がある場合にはその限度で定められる。

② 著作者にたいしては、相手方の書面による同意なしに、当該の著作物の契約上さだめる種類の著作物への改作の権利を、契約によりさだめる期間の満了まで第三者に譲渡し得ない

ことを義務づけることができる。ただし、この期間は契約締結の日から起算して三年をこえることを得ない。

解 説

(a) 著作権の客体 第四七五条第三項は一九二八年法に比してより詳細に著作権の客体を規定している。すなわち、シナリオ案、テレビ・フィルム、ラジオ・テレビ放送、装飾的・実用的美術品、図案、地図、録音テープが新たに加えられたわけである。このことは、著作物流布の媒体となる技術が進歩した社会状況を反映するものである。ただ同項は包括規定を置いており、したがってこれらは例示にすぎないわけであるから、人の創作活動の結果であればすべてに著作権が及ぶという考え方は前法から承継されたものである。

(b) 著作者の権利 第四七九条が規定するこの権利は、市民の民法上の権利であり、財産権としての性格とともに一身専属的な非財産的権利としての性格をも併せもつものである。

後者は、いわゆる著作者人格権であり、氏名表示権、著作物の不可侵性保持権、公表権、複製権、流布権がすべてこれに含まれる。後三者の権利といえども必ずしも経済的対価性を伴うもので

はないからである。したがって、狭義の財産権として性格づけられるのは他者による著作物の利用にたいする報酬請求権である。この権利は、著作者に帰属する著作物公表権と密接なかかわりを有する。

著作物は、出版、公開の実演・放送等により不特定多数の者に提示された場合に公表されたものとみなされる（第四七六条第一項）。したがって著作物は、それが公衆に周知可能な状況におかれたうえで提示されたときに、はじめて公表されたものと認められることになる。文学研究機関で学生が自作の詩を朗読したり、劇作家が劇場で特定の集団にたいして構想中のドラマのあらすじを紹介したりすることは、ここでいう公表にはあたらない。

これまでしばしば問題となったコピーによる増刷と公表との関係については、新法も全く解決を示していない。第四七六条第二項によれば、ロシア共和国閣僚会議の訓令のさだめる場合における正当な増刷は公表とみなされない。全連邦を統轄する監督庁の公報機関によって、出版されていないドラマや軽演劇等の著作者の権利を保護するために著作者の同意を得て脚本の増刷がなされ、これが劇場にたいして新しいレパートリーとして提供されているわけであるが、この著作物は公表されたものとは認められな

いことになる。これらが上演された場合には、第四九五条の規定にもかかわらず、著作者には報酬が支払われないことになろう。更に、同項の文理上ロシア共和国の閣僚会議の訓令によりさだめられた場合にも、不当な増刷が行われる可能性が存在することになる。これに関しては、「正当な」の文言は法律上何の意味も有しないとの指摘がなされている。

著作者の報酬は、特に連邦の管轄とされるもの以外はロシア共和国閣僚会議によりさだめられる。前者の例として、労働・賃金問題国家委員会の同意を得て連邦文化省により一九六三年七月二〇日に決定された「芸術・グラフィック印刷物の著作者報酬および標準価格比率表」がある。これによれば、第一刷については印刷部数に関係なく一定額が支払われ、これを基準として、二・三刷六〇％、四刷四〇％、五刷三五％、六刷二五％、七刷二〇％、八刷以上一〇％が支払われることになっている。

このような比率表がない場合には、当事者の合意により報酬額がさだめられる（第四七九条第三項）。この規定は実務上きわめて重要な意義を有する。他者によりその著作物を利用された著作者は、比率表に含まれていないことを理由に報酬請求権を奪われてはならないからである。当事者による合意が成立しないとき

料は、報酬額は裁判所によって定められる。この場合には、著作物の

の質、創作に費された時間的・経済的支出等を考慮して、比率表中でこれにもっとも近似した著作物の報酬に準じてさだめられることになる。

(c) 著作権の主体 ソビエト連邦において最初に公表されるか、または未公表でも客観的形式で存在する著作物の著作権は、その著作者および相続人に帰属する。ソビエト連邦の市民が外国で行った創作活動の結果についても同様である（第四七七条および第四七八条第一項）。外国で最初に公表された著作物および客観的形式で外国に存在する著作物についてのその他の者の著作権は、ソビエト連邦がこれに関して条約を締結したとき、これに従って定められる、とされているが（第四七八条第二項）、この条約はいまのところ存在しない。

實際上問題が多いと思われるのは、共同著作物の著作権である。二人以上の者の共同作業により制作される著作物が共同著作物とされる。この共同性の判断にあたっては、創作活動の同時性もしくは参加者間の合意の存否は必ずしも要件とはされず、二人以上の創作活動が一個の著作物に結実することが重視される。たとえば著作者の死後に、遺されたオペラの筋書きにスコアを付け

ることなどが典型的な共同作業である。これにたいして、作業が同時に、しかも場所を同じくして継続した場合において、その従事者間に指示・服従の関係があるとき、および一方が単なる技術的な援助供与者であるときなどは、この援助がいかに重要であってもその結果が共同著作物と評価されることはない。

共同著作物は、不可分共同著作物と可分共同著作物の二種に分けられる。第四八二条により、共同著作物の著作権は、その全体について全体としての共同著作者に帰属し、共同著作者相互間の関係は当事者の合意によって決定される（同条第四項）。一九六二年五月二〇日付ロシア共和国閣僚会議決定「政治学、科学、生産・技術、文学の著作物の原稿料について」により、複数の著作者による出版物に関しては、専門的著作者、寄稿者をとわず、確定された比率にしたがって報酬が支払われ、その分配は共同著作者間の合意に委ねられている。第四八二条第四項にさだめる「共同著作者相互間の関係」には報酬の分配も含まれると解されるゆえんである。報酬の分配は全共同著作者の合意によらねばならない。分配額をめぐる紛争は民事上のそれであるから各著作者が独自に訴を提起し得るのは当然のことである。独立の意味を有する部分から成る可分共同著作物の著作権は当該部分を創作した著

作者に帰属する（同条第二項）。

(d) 著作権の存続期間および相続 旧法は著作物の類型毎に有期の著作権をさだめていた。終生の著作権は、法律により規定される場合に、特に例外的に認められただけであった。著作者の生存中に当該期間が満了した場合には、著作権は自動的に消滅した。そこで、とりわけ著作人人格権との関連で批判がよかつた。

新法は、民事立法の基礎第一〇五条第一項により短期存続期間を定め得るとされたにもかかわらず、一切の例外をおかずに、著作者の生存中は著作権が存続するとした（第四九六条第一項）。

したがって、旧法の適用下にあった著作権の効力にかんしては「基礎」施行時が基準時となる。この時点ですでに消滅していた著作権がその効力を回復することはないわけである。

著作者の死後、著作権は一般原則に従って相続により移転する。この例外として、相続財産が国家に移転される場合の著作権の消滅（第五二二条第四項）がある。相続人に移転した著作権の存続期間は五十年である（第四九六条第三項）。ただし、旧法の適用をうける短期の著作権については残存期間のみとなる。

相続人に支払われる著作権報酬は、著作者に支払われるべき報酬総額に依りて、五〇%の限度内でロシア共和国閣僚會議の決定

によりさだめられる（第四九六条第三項）。一九五七年四月二〇

日付のロシア共和国閣僚會議の決定をはじめとして、相続人に支払われる著作権報酬の額は縮小される傾向にあった。「基礎」第一〇五条第三項にならって、新法が上限を五〇%としたのはこの傾向に沿うものである。現在では、文学・美術著作物、音楽および演劇著作物、その他の芸術著作物については五〇%、政治学、科学、生産・技術、教育等の著作物については二〇%がみとめられている。ただ、著作者の生存中に報酬額が確定されていたものについては、相続人にたいしてもその金額が支払われる。

著作報酬を受領する権利のほかに、著作物の複製・流布についての権利、および生前未公表だった著作物の出版にかんする権利が相続人に移転する。著作人人格権は一身専属的性格を有するものであり、したがって相続にはなじまない。ところで、第四九九条は著作者の人格的非財産的権利の保護についての規定である。同条によれば、人格権の侵害を伴う著作物の利用が他者によってなされた場合には、著作者の死後、改善または謝罪・訂正文の公示による人格権の回復および著作物の公表差し止め、流布の停止を請求する権限が、その相続人にも付与されている。そこで、この権限の性格が問題となる。

料

資

第四八一条第二項により、相続人は著作者の死後、その著作物の不可侵性の保護にあたるべき者とされている。したがって相続人は自己に課せられたこの義務を履行する手段として第四九九条所定の権限を行使するわけである。また、著作者は遺言執行者指定手続きで相続人以外の者に不可侵性保持義務を負わしめることもできる（第五四四条第二項）。この指定がなされた場合には、

指定をうけた者が前述の権限を行使する。この権限の行使にあたっては、何よりもまず公益保持の観点が重視されねばならないとされている。なお、著作者による指定をうけた者は、著作者の死後、著作物の整合性を侵害し意味を歪曲する翻訳がだされる場合にも第四九九条の権限を行使し得る（第四八九条第三項）。

(e) **著作物利用契約** 著作物利用契約は典型契約にしたがって締結される（第五〇六条）。典型契約は、特に連邦の管轄とされるものをのぞいてロシア共和国閣僚会議によって制定される。前者の例としては、連邦文化省による一九五六年三月二四日付の未公開の演劇著作物の出版にかんする典型契約、同年九月三〇日付の記録映画および風景映画のシナリオにかんする典型契約等がある。契約当事者は、通常、著作者と著作物の利用機関である。

旧法はこの契約を規範的アクトに従うものとしていたから、各

種の著作物について個別的に制定された法令はおびただしい数にのぼり、いきおい、相互間の不統一や抵触が生じたばかりでなく、欠缺も多かった。そこで新法は第五〇三条以下を著作物利用契約に充て、この混乱を立法的に解決したわけである。